

千葉市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年10月16日

千葉市監査委員	神崎広史
同	宮原清貴
同	石川弘
同	桜井秀夫

8千総総第499号

令和8年10月7日

千葉市監査委員	神 崎 広 史	
同	宮 原 清 貴	様
同	石 川 弘	
同	桜 井 秀 夫	

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年度監査報告第9号、令和6年度監査報告第11号並びに令和7年度監査報告第7号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（２）契約事務 ア 契約保証金の納付の免除を適正に行うべきもの（総務局、市民局） （ア）事案及び問題点 千葉市契約規則（昭和 4 0 年千葉市規則第 3 号）第 2 8 条第 1 項によると、契約事務担当職員は、契約を締結する者をして、当該契約締結のとき、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額の契約保証金を納めさせなければならないとされている。 また、同規則第 2 9 条第 3 号によると、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 及び第 1 6 7 条の 1 1 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」とされている。 しかしながら、総務局及び市民局において、同規則第 2 9 条第 3 号の要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金の納付を免除していた事例が次のとおり見受けられた。 a 地方自治法施行令に規定する資格を有していなかったもの（入札参加資格者名簿に登録がなかったもの） b 履行中の長期継続契約を契約実績として認めていたもの （イ）指摘 契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行しないときは、その代償として当該保証金を市の所得とする	契約保証金の納付の免除に係る手続については、令和 5 年 1 2 月 8 日付けで市民局長及び同月 2 5 日付けで総務局長から各所属長に対して、規則等に基づき適正な事務を行うよう通知し、所属職員に対し周知徹底した。以後、適正な運用を行っている。

ことにより、相手方の義務の履行を促進することを目的としていることから、契約保証金の納付の免除については、規則等に基づき適正に行われたい。	
--	--

報告書番号 6 監査報告第 1 1 号（令和 6 年度第 2 期）

監査の種類 事務事業定期監査（財務監査）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（２）支出事務 ア 概算払の精算手続を適正に行うべきもの（財政局） （ア）事案及び問題点 千葉市予算会計規則（平成 4 年千葉市規則第 9 7 号）第 6 0 条第 2 項第 2 号によると、支出命令者は、概算払の精算の報告を受けた場合で、精算残額のあるときは、戻入の手続及び精算（戻入）書の経理主任への回議を行わなければならないとされている。 しかしながら、一部の概算払について、精算残額があるにもかかわらず、経理主任への回議が行われていなかった。 （イ）指摘 概算払の精算手続については、規則に基づき適正に行われたい。	概算払の精算手続については、令和 7 年 4 月 1 日付けで、財政局長から各所属長に対して、規則等に基づき適正な事務を行うよう通知し、所属職員に対し周知徹底した。以後、適正な運用を行っている。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（１）収入事務 ア 公債権の督促状に審査請求を教示すべきもの（環境局） （ア）事案及び問題点 公債権に係る督促は不服申立てをすることができる処分であり、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 2 条第 1 項によると、審査請求ができる行政処分を書面で行う場合には、審査請求に関する教示も書面で行わなければならないとされている。 しかしながら、家庭ごみ処理手数料においては、督促状に審査請求に係る教示が記載されていなかった。 （イ）原因 公債権を納期限までに納付しない者に発しなければならない督促状について、家庭ごみ処理手数料のシステムから出力される督促状を使用していたが、この督促状には審査請求に係る教示がないことを職員が認識していなかったことが一因と考えられる。 （ウ）指摘 公債権の督促状に審査請求に係る教示を行われたい。	家庭ごみ処理手数料に係る督促については、令和 8 年 3 月に家庭ごみ処理手数料収納業務事務マニュアルを改正し、督促状に審査請求に係る教示を行う旨を追記するとともに、当マニュアルに則って審査請求に係る教示を行った督促状を送付している。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（３）契約事務 ア 契約保証金の取扱いを適正に行うべきもの（花見川区役所） （ア）事案及び問題点 千葉市契約規則（昭和 4 0 年千葉市規則第 3 号）第 2 8 条第 1 項によると、契約事務担当職員は、契約を締結する者をして、当該契約締結のとき、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額の契約保証金を納めさせなければならないとされている。 しかしながら、建物賃貸借契約の関係書類を確認したところ、契約の締結後に契約保証金が納付されていた。 （イ）指摘 契約保証金は、貸付料の滞納のほか、貸付契約に伴う一切の損害賠償に充当するために徴するものであることから、契約保証金の取扱いは、規則等に基づき適正に行われたい。	契約保証金の取扱いについては、令和 8 年 4 月 6 日付けで、花見川区長から各所属長に対して、規則等に基づき適正な事務を行うよう通知するとともに、賃貸借契約の締結前に契約保証金を徴する等、規則等に基づいた取扱いを行っている。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（３）契約事務 イ 増額の変更契約に係る契約保証金の取扱いを適正に行うべきもの（教育委員会） （ア）事案及び問題点 契約規則第 2 8 条第 1 項によると、契約事務担当職員は、契約を締結する者をして、当該契約締結のとき、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額の契約保証金を納めさせなければならないとされ、同条第 2 項によると、前記契約保証金の金額が著しく実態に即しない場合においては、その都度市長が定める金額とすることができるとされている。 しかしながら、中学校の自動火災報知設備の修繕請負契約において、原契約締結の際、当該契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する契約保証金を納めさせたものの、増額の変更契約を締結した際、同項に規定する「著しく実態に即しない場合」に該当するか否かの検討を行うことなく、当該変更契約の金額に係る契約保証金を納めさせなかったため、契約保証金の金額が変更後の契約金額の 1 0 0 分の 1 0 を下回る金額となるものが見受けられた。 （イ）指摘 増額の変更契約に係る契約保証金の取扱いについては、規則で定める金額となるよう、適正に行われたい。	増額の変更契約に係る契約保証金の取扱いについては、令和 8 年 3 月に当該事務に係るマニュアルを改訂し、契約保証金の額が規則で定める金額となるよう、令和 8 年度から追加徴収することとした。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（３）契約事務 ウ 業務不履行の委託契約について適切な対応を図るべきもの （ア）事案及び問題点 小学校の大規模改造に伴う防犯カメラシステム機器移設及び再設置業務委託について、契約締結後、受注者が一切の業務を行わず、委託期間が経過してしまった事案が見受けられた。当該業務に係る委託料は支払われていないものの、契約の解除は行われておらず、今後、紛争等が起きるおそれがある。 なお、当該小学校の大規模改造については、防犯カメラシステム機器の移設等を行うことなく完了している。 （イ）指摘 業務不履行の当該契約について、速やかに適切な対応を図られたい。	業務不履行となっていた当該委託契約については、受注者と協議し、令和 8 年 2 月 27 日付けで契約解除合意書を締結した。